

○延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

| 行政機関名 | 件名   | 受付年月日    | 期限        | 決定年月日    | 超過日数 | 30日以内に開示決定等がされなかった理由   |
|-------|--|----------|-----------|----------|------|--|
| 外務省   | マレーシア紛争(1964年1月)   | H18.4.6  | H18.5.6   | H19.8.10 | 461  | 開示請求受付後の平成18年4月以降、東ティモールの治安情勢が急速に悪化したことに伴い、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため期限を超過した。それ以降も、ジャワ島中部地震等各種自然災害への対応、ユドヨノ・インドネシア大統領の国賓訪日準備、延期された東アジア・サミットの準備等膨大な業務により、本件処理が滞っていたため。                                  |
|       | 昭和48年度アジア・太平洋地域大使会議(特に、わが国の対インドシナ援助、世銀等を中心とするインドシナ援助の動き) | H18.7.31 | H18.8.30  | H19.10.5 | 401  | 同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。  |
|       | 1964年1月に、インドネシア及びアメリカの首脳が来日した際の会談に関する文書                  | H18.9.5  | H18.10.5  | H19.5.11 | 218  | 開示請求受付と前後して、日フィリピンEPA署名のため、急遽、ASEM首脳会議の機会に日フィリピン首脳会談開催が決まり、右首脳会談やEPA署名式準備等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため期限を超過した。それ以降も、各種自然災害への対応、ユドヨノ・インドネシア大統領の国賓訪日準備、延期された東アジア・サミットの準備等膨大な業務に対応する必要があったため、本件処理が滞っていたため。 |
|       | 大平政権時代の日本と中国との間の首脳会談の記録                                  | H18.9.15 | H18.10.15 | H20.3.7  | 509  | 処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。   |
|       | 中国の遺棄化学兵器発掘回収調査  | H19.1.9  | H19.2.8   | H19.4.26 | 77   | 処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。   |

| 行政機関名 | 件名   | 受付年月日    | 期限       | 決定年月日     | 超過日数 | 30日以内に開示決定等がされなかった理由   |
|-------|--|----------|----------|-----------|------|--|
| 外務省   | 情勢報告(中国、台湾)                                    | H19.1.12 | H19.2.11 | H19.10.24 | 255  | 処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。   |
|       | 1964年2月の吉田茂元首相の台湾訪問                            | H19.1.15 | H19.2.14 | H20.3.12  | 392  | 処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。   |
|       | 日中航空協定交渉(1974年4月)(他1件、計2件)                     | H19.1.22 | H19.2.21 | H20.1.18  | 331  | 処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。   |
|       | 1966年頃の日本・シンガポール外交関係樹立の日付や方式を記した行政文書           | H19.2.5  | H19.3.14 | H19.7.27  | 135  | 開示請求後の平成19年3月、ナジブ・マレーシア副首相訪日準備、リー・シンガポール首相訪日準備、日マレーシアEPA小委員会開催、日ブルネイEPA交渉等で多忙を極めていたが、特にナジブ副首相の訪日準備に当初予想していた以上に時間を要したため、開示請求処理に予想外の時間を要したため(ナジブ副首相の日程等が直前まで確定しなかったため、その準備に予想以上の時間を要した。) |
|       | 1970年頃の日本・イエメン外交関係樹立の日付や方式を記した行政文書             | H19.2.5  | H19.3.14 | H19.6.1   | 79   | イラクのハーシミー副大統領訪日に係る作業等開示決定に係る事案の処理以外の事務の繁忙のため。  |
|       | 1964年頃の日本・ケニア外交関係樹立の日付や方式を記した行政文書(他7件、計8件)     | H19.2.5  | H19.3.14 | H19.6.11  | 89   | TICAD環境・エネルギー会合(2007年3月)関連作業が重なり、行政文書の探索に要する時間を割くことができなかったため。  |
|       | 1953年、当時の吉田茂・元首相が、秘密裡に台湾を訪問したと聞いているが、その証拠となる資料 | H19.2.14 | H19.3.16 | H20.3.7   | 357  | 開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。   |

| 行政機関名 | 件名   | 受付年月日    | 期限       | 決定年月日     | 超過日数 | 30日以内に開示決定等がされなかった理由  |
|-------|--|----------|----------|-----------|------|---|
| 外務省   | 第14回アジア・大太平洋地域公館長会議議事要録に言及のある特定文書                              | H19.3.8  | H19.4.7  | H19.5.11  | 34   | 対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。                                 |
|       | 「中共核・ミサイル問題」ファイル(1964年12月)                                     | H19.2.23 | H19.3.25 | H19.12.13 | 263  | 処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。  |
|       | 1985年4月に来日した中国全国人民代表大会の彭真委員長と日本側要人の会談記録                        | H19.3.19 | H19.4.18 | H19.12.20 | 246  | 対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。 |
|       | 1985年7月の日中閣僚会議および中国側参加者と安倍外相ら日本側要人の個別会談の記録                     | H19.3.19 | H19.4.18 | H19.11.5  | 201  | 対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。 |
|       | 1985年10月に訪中した安倍外相と異学謙外相、趙紫陽首相、鄧小平党中央顧問委員会主任ら中国側要人の会談記録         | H19.3.19 | H19.4.18 | H19.11.9  | 205  | 対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。 |
|       | 1986年4月に来日した異学謙中国外相と安倍外相ら日本側要人の会談記録(他3件、計4件)                   | H19.3.19 | H19.4.18 | H20.1.11  | 268  | 対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。 |
|       | 1986年11月に訪中した中曽根首相と胡耀邦共産党総書記、鄧小平党中央顧問委員会主任ら中国側要人の会談記録(他1件、計2件) | H19.3.19 | H19.4.18 | H19.11.7  | 203  | 対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。 |

| 行政機関名 | 件名   | 受付年月日     | 期限        | 決定年月日     | 超過日数 | 30日以内に開示決定等がされなかった理由  |
|-------|--|-----------|-----------|-----------|------|---|
| 外務省   | 1989年2月に来日した中国の銭其深外相と竹下首相ら日本側要人の会談記録               | H19.3.19  | H19.4.18  | H19.12.20 | 246  | 対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。 |
|       | 日・ASEAN合成ゴム・フォーラム事務レベル会合(第1、2回)(1973年10月)(他3件、計4件) | H19.4.24  | H19.5.24  | H19.12.7  | 197  | 同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。                                   |
|       | 極東及びいわゆる極東への周辺地域に関する文書(特定期間)                       | H19.4.24  | H19.6.4   | H19.6.18  | 14   | 他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また、所管業務が著しく多忙であったため。  |
|       | G・W・ブッシュ政権期の日米外交安全保障政策                             | H19.5.15  | H19.6.14  | H19.6.25  | 11   | 開示等に係る省内決裁に予想以上に時間を要したため。   |
|       | スジョノ・フマルダニ・インドネシア大統領補佐官の訪日(1971年11月～12月)           | H19.6.22  | H19.7.22  | H19.12.26 | 157  | 平成19年8月の安倍総理のマレーシア・インドネシア訪問準備のために多忙を極めた。その結果、開示請求処理に予想外の時間を要したため。                 |
|       | 財団法人「異文化コミュニケーション財団」に関する、事業報告書等                    | H19.9.27  | H19.10.27 | H19.11.22 | 26   | 開示請求者の当初の請求意図と請求件名に齟齬があったと解され、再度請求意図を精査し追加決定を行ったため。                               |
|       | 最新の外務省職員の所属、官職、氏名が分かる文書                            | H19.10.12 | H19.11.11 | H19.11.19 | 8    | 開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。  |
| 国税庁   | 調査処理状況集計表  | H19.10.22 | H19.11.21 | H19.11.22 | 1    | 開示決定等期限の期間計算を誤ったため  |
|       | 法人税階級別の調査の状況                                       | H19.10.22 | H19.11.21 | H19.11.22 | 1    | 開示決定等期限の期間計算を誤ったため  |

| 行政機関名 | 件名                                   | 受付年月日     | 期限        | 決定年月日     | 超過日数 | 30日以内に開示決定等がされなかった理由                                    |
|-------|--------------------------------------|-----------|-----------|-----------|------|---|
| 厚生労働省 | 平成19年5月1日付の宮城地方最低賃金審議会委員の任命に関する一切の資料 | H19.5.9   | H19.6.8   | H19.6.19  | 11   | 開示決定等の処理に係る事務処理上の不備があったため。                              |
| 社会保険庁 | 特定医療機関の指定取消に係る資料                     | H19.9.7   | H19.10.9  | H19.10.18 | 9    | 開示・不開示の判断及び決裁に予想以上に時間を要したため。                            |
| 経済産業省 | 商品取引所法第112条第2項に基づく報告書                | H19.10.22 | H19.11.21 | H19.11.28 | 7    | 情報開示請求を受けて開示決定を行った文書の量(1766枚)が非常に多く、審査・手続に予想外に時間を要したため。 |
| 海上保安庁 | 宮城海上保安部が作成した事件処理簿<br>(2003年分)        | H20.2.8   | H20.3.10  | H20.3.12  | 2    | 他の開示請求事案と重なったことと、他の業務が繁忙であったことから、予想外に業務処理に時間がかかったため     |
|       | 宮城海上保安部が作成した事件処理簿<br>(2004年分)        | H20.2.8   | H20.3.10  | H20.3.12  | 2    | 他の開示請求事案と重なったことと、他の業務が繁忙であったことから、予想外に業務処理に時間がかかったため     |
|       | 宮城海上保安部が作成した事件処理簿<br>(2005年分)        | H20.2.8   | H20.3.10  | H20.3.12  | 2    | 他の開示請求事案と重なったことと、他の業務が繁忙であったことから、予想外に業務処理に時間がかかったため     |
|       | 宮城海上保安部が作成した事件処理簿<br>(2006年分)        | H20.2.8   | H20.3.10  | H20.3.12  | 2    | 他の開示請求事案と重なったことと、他の業務が繁忙であったことから、予想外に業務処理に時間がかかったため     |
|       | 宮城海上保安部が作成した事件処理簿<br>(2007年分)        | H20.2.8   | H20.3.10  | H20.3.12  | 2    | 他の開示請求事案と重なったことと、他の業務が繁忙であったことから、予想外に業務処理に時間がかかったため     |